

申請者 様へ

指定構造計算適合性判定機関  
株式会社 建築構造センター

## 建築基準法の改正に伴う 確認申請と適判申請の流れと注意点

平成 27 年 6 月 1 日からの建築基準法改正に伴い、構造計算適合性判定を必要とする建築物は建築主（申請者）様が確認申請とは別に適判申請を行います。また、そのどちらを先に申請してもよいこととなります。

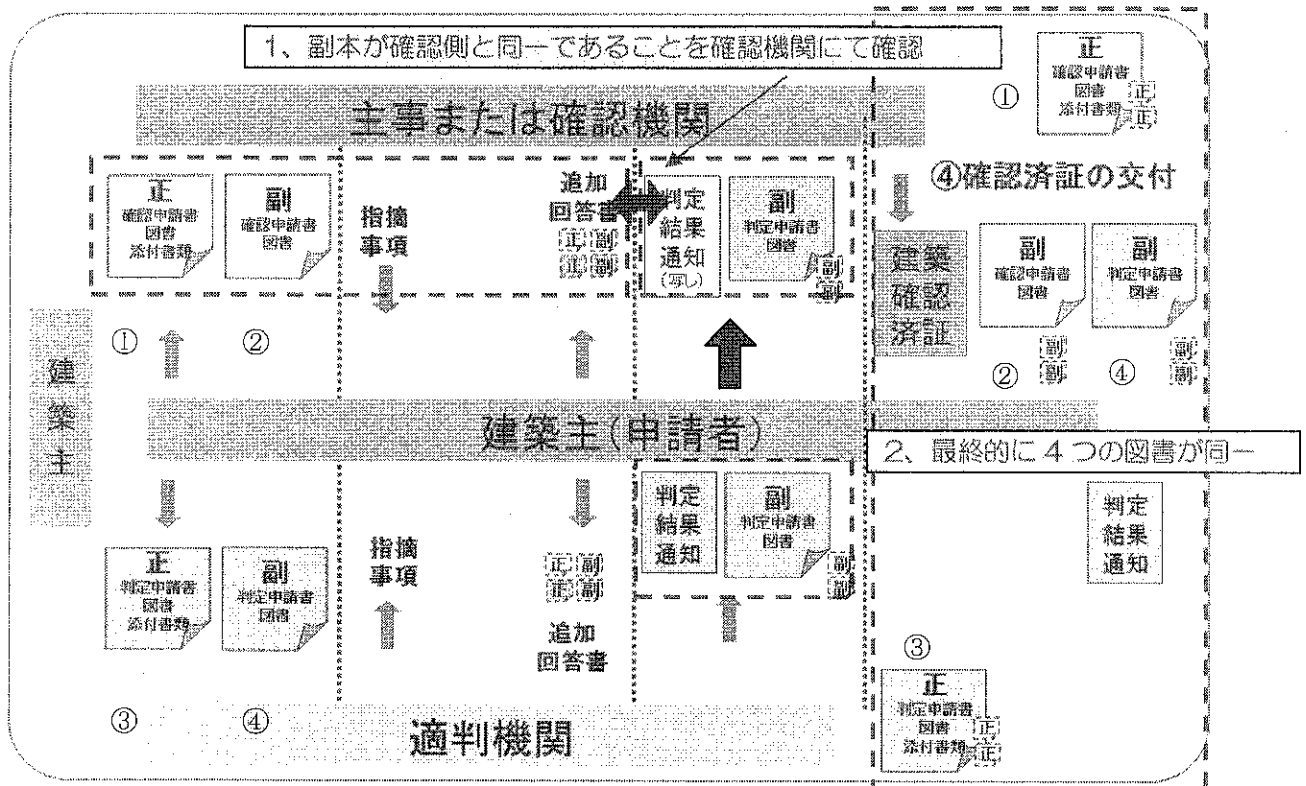
しかし、この改正内容は「確認審査」と「適判審査」を別々に行っても、最終的には申請者様がそれぞれを同じ内容にしなければ「確認済」とならないシステムです。最悪のケースとしては、適判済の副本図書と確認の図書が同一でないで適判審査のやり直し（再提出）の可能性が出てきます。

### 【やり直しとなってしまう例】

- ・ 適判済後、確認機関の指摘等において構造に影響する大きな変更が出た場合。  
(意匠等の変更により、壁や荷重等が確認審査中に変更になり構造計算の再審査が必要な場合)
- ・ 元々の図書（互いの本申請受付時）の図面が違っており、追加回答書等にて訂正が行なわれていない場合。
- ・ 確認機関側の指摘により訂正（申請書内容、意匠、構造、設備等）が発生したが、全ての追加回答書が適判機関へ提出されていない場合。

### 1、確認審査と適判審査におけるシステム

【確認機関等は判定結果を受け取り、図書が同一でないで確認済証が発行できない】



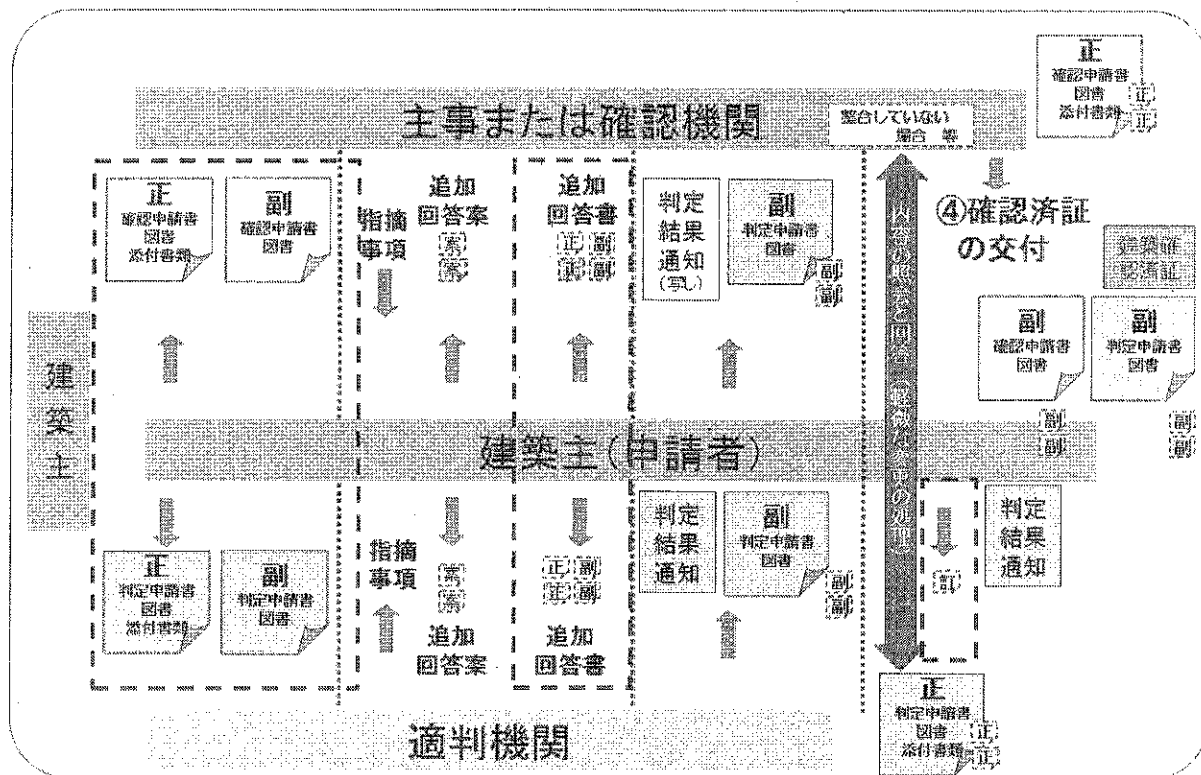
H19 告示 第 835 号 第一 第 4 項(2) (i)  
適合性判定通知書の提出を受けた副本と、確認申請の申請書と図書の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

次ページに、再提出となってしまうための対処方法を記載しています。

## 2、適判申請のやり直しや審査・訂正のやり直しを行なわないための対処方法

下記の図の「3つのポイント」を守っていただくことが、早期の確認済証交付に繋がります。

【早期適合の3つのポイント】



### ①申請時

4つの図書が同一

確認申請と適判申請の  
受付時の図書を同一に  
して下さい。  
(正副・正副の4つ)

### ②追加回答

回答書は両方を添付

追加回答書は確認と  
適判の回答書を揃えて  
提出して下さい。  
(この時点で確認側の  
変更が無いように  
して下さい。)

### ③適合性判定通知後

最後が変わることが無いように

適合性判定通知後、確認側  
の審査において必要がある  
となった場合は適判機関に  
照会が発生する場合があります。

### 【注意点の詳細】

- ①の図書を同一にする部分は②の回答書も同様です。  
特に構造計算書のヘッダー、フッターの日付が確認機関側と適判機関側とで違ってしまった場合は、最終の図書が整合せず訂正が困難になります。  
(構造計算書を一から見直さなければならなくなるため)
- ②の追加回答書は、確認側と適判側それぞれの指摘に対する回答として1つにまとめていただいかまいません。ただし、当機関側へは図書差し替えでなく、追加図書の形態で提出ください。  
確認側が差し替え処理としても、副本が確認側へ戻った際に追加した部分を明確にするためです。  
お手数をお掛けしますがご了承ください。
- ③の確認機関等から「内容の照会」が当機関にあった場合、確認機関等の担当者及び設計担当者と訂正方法等の協議を行います。
- ③の協議が行なわれないように、当機関においても確認機関等とできる限り密な連絡と柔軟な対応を行うなど尽力致します。

### 3、事前(審査)申請による事前に指摘事項を訂正してから本申請を行なう場合の注意事項

当機関では円滑な確認審査のために、事前相談以外に本申請と同様の図面・計算書の[事前審査]を行なっております。これは本申請時の図書のやり取りをなくし、スムーズな申請を行い、追加回答書等の添付が無い状態で、確認済とすることを目的としています。

今回の法改正により、事前審査において注意していただく内容を下記に記載しました。

#### 【注意点】

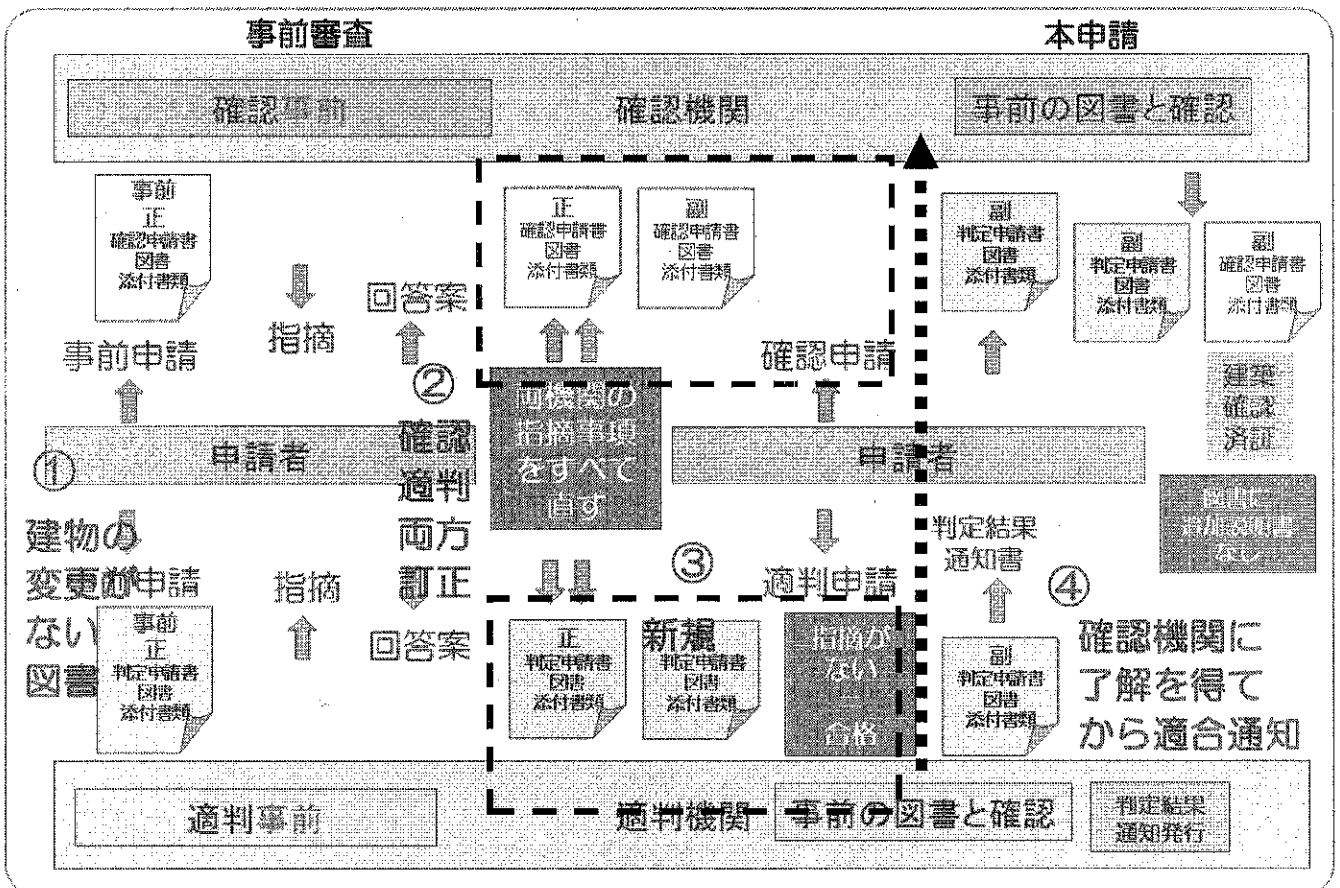
#### ①事前申請時の図書は、出来るだけ確認の意匠訂正（構造に関わる部分）がされたものを提出ください。

途中で計算が変わると、一連計算ですので計算書の再提出となり再審査のため時間がかかります。

構造計画がやり直しにならないための構造方法の確認や、計画段階での設計方針の確認などは随時「事前相談」を行なっておりますので、そちらをご活用ください。

（詳細につきましては当機関のホームページの事前相談にある「直接相談」をご参照ください。）

#### ②事前審査時の指摘に対する図書の訂正は、確認・適判の全ての指摘対応を終わらせてから、確認・適判の本申請として下さい。→2、の正副・正副の4つの図書を同一にするためです。



#### ③当機関に提出する本申請の図書は、①の事前図書を差し替えるのではなく、②の事前指摘対応を盛り込んで再編集した図書を本申請受付図書（正副）とし、確認機関に提出する図書と同じ内容のものを提出して下さい。

数ページ毎の差し替えを行う場合、確認機関と適判機関の図書が手違い等で同じにならない可能性があります。

#### ④適判申請受付後、確認・適判の全ての指摘対応が訂正及び補正されているかの照合が済みましたら、確認機関に適合通知を発行してよいかを確認します。確認機関の書類チェックに時間がかかる場合や、確認機関での新たな指摘対応がある場合は、確認機関に対し当機関の指摘がない旨の通知を発行します。

確認機関にて消防同意や再審査などにより、図書に変更が生じる可能性がある場合は適判適合通知の発行を一時保留とします。

#### ⑤適判申請を確認申請より先に行なっても、上記により即時「適合通知」とはなりません。

これは適判適合通知後の図書変更により、不用意な再申請を防ぐためです。ご了承ください。

**【参考】**

- 1) 当機関の申請にあたって「事前連絡表」に必要事項を記入の上、申請予定日の3日前までにFAX又はメールにてご提出ください。  
当機関より日程及び希望等についての協議のためのご連絡をいたします。
- 2) 上記の結果、当機関で受付受諾となりましたら、申請に必要な書類及び図書をご提出ください。  
提出は持ち込み・郵送、どちらでもかまいません。
- 3) 図書到着後、受入確認が終了しましたら、「受付書」及び「請求書」を申請者（窓口担当者）に送付いたします。
- 4) 審査終了後、「判定できない旨の通知」（指摘事項）を送付いたします。  
また、確認申請先に当機関より「審査がスムーズに進むための相互連絡」をさせていただきます。